

令和5年4月26日

学生及び保護者の皆様

舞鶴工業高等専門学校長

林 康 裕

2023年5月15日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

平素より、本校の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更されますが、令和5年3月に書面にてお知らせしたとおり、本校では5月14日まで現行の新型コロナウイルス感染症対策を継続させていただきます。また、5月15日以降の新型コロナウイルス感染症対策について、4月下旬にご連絡する旨をお伝えしておりましたので、この点につきまして、本校の方針をご説明いたします。

5月15日以降、本校では原則としてコロナ前の学校生活に戻し、マスク着用や、毎朝の健康調査への回答といった各種の対策を廃止いたします(この状態を、次頁の表にあるとおり「対応レベル1(通常時)」とします)。

ただし、新型コロナウイルス感染症自体の性質が変わるわけではなく、寮生活などでの感染リスクは低減しないこと、臨時休校などの事態が生じると学生の実験・実習科目や課外活動等に大きな影響が出てしまうことから、万が一急な感染拡大が生じた際に、休校や学寮閉鎖を避けるための非常措置を用意しておきたいと考えています(これが、次頁に示す「対応レベル3(警戒)」にあたります)。

具体的な内容は次頁以降の表1、2に示しますが、この段階でとられる対策は、概ね現在(5月14日以前)と同様であるとお考えください。

学生及び保護者の皆様には、基本的にはコロナ前とほぼ同等の生活を送っていただきますが、急な感染拡大が危惧される時にのみ、引き続きご負担をおかけすることになります。感染症法上の位置づけとは異なる対応となり恐縮ではございますが、学生の7割近くが学寮で生活を送っているという本校の特殊事情に鑑み、学びの継続と、皆様の安心や健康・安全を確保するために必要な措置と考えて、この度改めてご協力をお願いするものです。ご理解とご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

表 1 対応レベルについて (※1)

対応レベル	対応方法	(※2) 判断基準	
		学校(クラス・学年等での発熱者数)	学寮(隔離部屋使用数)
レベル 1 (通常時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動制限なし。 ・ 体調不良者はマスク着用。 		
レベル 2 (注意喚起)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動制限なし。 ・ 指定された者(一定程度感染者が出たクラス, 部活, 学年, フロア等)はマスク着用。 	対象の 10%程度	(※3) フロア単位で 対象の 10%程度
レベル 3 (警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された行動記録シートを元に, 濃厚接触者を指定。 ・ 濃厚接触者は登校禁止とし, 自宅, 自室待機。 ・ 全学生がマスク着用。 ・ 全学生に対して健康調査を実施。 	対象の 15%程度	男子 15 室程度 女子 8 室程度
レベル 4 (休校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休校(クラス閉鎖, 学年閉鎖, 学校閉鎖)または学寮閉鎖。 ・ 対象となった寮生には帰省を要請。 ・ 対象となった学生へ遠隔授業等に対応。 ・ 全学生がマスク着用。 ・ 全学生に対して健康調査を実施。 	対象の 20%程度	男子 30 室程度 女子 20 室程度

※1: 適用する対応レベルの変更については, メールでお知らせします。

※2: 「学校」・「学寮」の判断基準のうち対応レベルの高い方を適用します。また, 判断基準は, 時期や状況に応じて見直しを行います。

※3: 判断基準「学寮」レベル 2 は, 隔離部屋使用数ではなく, フロア単位の発熱者数で判断します。

表2 対応内容について

<p>レベル1～2 「発熱者」対応</p>	<p>風邪症状または37.5℃以上の発熱で欠席した学生には、以下の2点を求める。</p> <p>(1) 行動記録シートの記入。</p> <p>(2) 医療機関での受診（または発熱から24時間経過後の抗原検査）。</p> <p>【通学生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で待機。 ・ 医療機関にて受診。 <p>【寮生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発症、発熱により欠席した段階で、隔離部屋へ移動。 ・ 本人が自身の足で医療機関へ赴くか（「陽性」となった場合は帰省）、または本人自身の移動か保護者のお迎えによって帰省した上で、医療機関にて受診する。 <p>「登校再開について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「陰性」の場合、症状が回復すれば登校可。 ・ 「陽性」の場合、医療機関または学校の指示にしたがって登校可。 <p>「授業対応等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「陽性」の場合は、「感染症による出席停止」と同等の扱いとする。 ・ 出席停止期間の授業については、登校再開後に対応する。
<p>レベル3以上 「発熱者」への対応</p>	<p>健康調査で風邪症状または37.5℃以上の発熱が記録された学生には、次のとおり対応する。</p> <p>(1) 登校の停止。</p> <p>(2) 行動記録シートの記入。</p> <p>(3) 医療機関での受診（または発熱から24時間経過後の抗原検査）。</p> <p>【通学生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で待機。 ・ 医療機関にて受診。 <p>【寮生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隔離部屋へ移動。 ・ 本人が自身の足で医療機関へ赴くか（「陽性」となった場合は帰省）、または本人自身の移動か保護者のお迎えによって帰省した上で、医療機関にて受診する。 <p>「登校再開について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「陰性」の場合、症状が回復すれば登校可。 ・ 「陽性」の場合、医療機関または学校の指示にしたがって登校可。 <p>「授業対応等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「陽性」の場合は、「感染症による出席停止」と同等の扱いとする。 ・ 学校の要請で出席停止となった場合は、その期間を公欠とする。 ・ 出席停止期間の授業については、登校再開後に対応する。

<p>「指定された者」への対応</p>	<p>レベル3（警戒レベル）以上において、「指定された者」（新型コロナウイルス感染症「陽性」と判定された学生の「濃厚接触者」等）は、次のとおり取り扱う。</p> <p>【通学生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅，自室で待機（陽性者との最終接触日から3日間） <p>【寮生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰省，または自室で待機（陽性者との最終接触日から3日間） <p>「登校再開について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の指示にしたがって登校可 <p>「授業対応等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔授業等に対応。 ・ 学校の要請で出席停止となった場合は，その期間を公欠とする。
---------------------	---

以上